

統計的把握による第1号被保険者に対する年金教育的課題
—「公損私得」の意識に誘引される国民年金過小評価と滞納行動—

阿部 公一

東北公益文科大学総合研究論集第42号 抜刷

2022年1月31日発行

研究論文

統計的把握による第1号被保険者に対する年金教育的課題 —「公損私得」の意識に誘引される国民年金過小評価と滞納行動—

阿部 公一

I. はじめに— 本稿の目的

厚生労働省年金局が公表している国民年金に関する統計資料から、第1号被保険者の若年層に伴う課題が見えてくる。その課題解決の糸口として、年金広報政策を通じた年金教育に大きな期待が寄せられる。稿者はこれまでの研究や拙稿(2021)を通じて、公共を立ち位置とする年金教育の社会的役割について強調してきた。特に、公的年金に対する共感を高める教育目標を達成するためには、公的年金制度の本質(意義・役割・必要性)の理解まで導く必要がある。公共を立ち位置とする年金教育では、公的年金というツールを通じて、特に若年層に対して、公的年金制度に関する本質の理解を深化させることにより、人生における公共への主体的な関わりやつながりを考えさせ、制度に主体的に参加する態度を育ませることにより、学校(大学等)卒業後の社会参画を通じて、若年層と社会を結ぶ社会的役割を果たさなければならない。その結果、統計資料にみる国民年金第1号被保険者に付随する課題解決に向けて、大いに貢献することができよう。

もっとも社会的役割を果たす教育方法として、拙稿(2021)では、「自分事化の充足」や「制度を支える自負」の観点を育成する循環型教育方法について展開してきた。当初において、循環型教育方法は高校生を対象に構想したが、20歳未満の学生等や後述する重点ターゲットにも効果的である。年金教育の実施主体を「学校」「地域」「広報」の3つに分類したが、学校以外の実施主体を通じた年金教育にも、循環型教育方法を応用して活用することが可能である。実際に、地域からの日本年金機構による年金セミナーの教材を確認したところ、稿者が唱える循環型教育方法の6要素全てを含んでいた。特に年金広報政策を通じた年金教育では、学校や地域から受ける機会が実質的に得られない者に対して、最後の砦の役割を果たさなければならない。

上述の見解から、拙稿(2021)では、国民年金第1号被保険者(20歳以上の

者)を対象に、統計資料から、特に年金広報政策による年金教育を必須とする重点ターゲットを検証してきた。しかし残念ながら、執筆担当章の紙数制限から大幅に割愛せざるを得なかった。また、執筆後に一部の統計資料から最新版も更新されている。このような事情から、同上拙稿第2節「年金広報教育を要する重点ターゲットの検証」をフォローアップする必要もあることから、本稿を通じて更新していく。そのうえに、統計資料から把握した「公損私得」の潜在意識に誘引される年金教育的課題に関して論じていく。

Ⅱ. 若年層の定義と重点ターゲット—稿者による先行研究から

1. 先行研究に活用した統計資料の特徴

拙稿(2021)においては、①厚生労働省年金局(2018)「平成28年公的年金加入状況等調査 結果の概要」、②同上(2019a)「平成29年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」、③同上(2019b)「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」の統計資料を活用することにより、国民年金第1号被保険者(20歳以上)を対象に、統計資料を読み解く際の若年層を定義し、年金広報政策による年金教育を必須とする重点ターゲットを絞り出した。その際、年金広報政策による年金教育を「年金広報教育」と名付けた。これら3種の統計資料は厚生労働省年金局による公的統計であり、以下に調査概要や特徴について述べる。

①「平成28年公的年金加入状況等調査 結果の概要」

本調査は3年周期で実施されており、拙稿(2021)執筆時には同上調査の結果が最新統計であったが、本稿執筆中に「令和元年調査」の結果が公表された。「平成28年調査」では2016年10月31日現在において、調査実施世帯数8万5,978件(有効回答世帯数5万7,166件、有効回答率66.5%)の15歳以上の者を調査客体として、公的年金の加入状況(20歳~59歳の者)を世帯員個々について調査している¹⁾。本調査における集計値の説明から、例えば、第1号未加入者の算出方法は、20歳~59歳の調査有効回答数の総数に対する第1号未加入者の調査有効回答数から集計乗率を設定し、その集計乗率を用いて8万9千人の集計値を得ている。

例えば本調査から、種別区分による各被保険者、非加入者、第1号未加入者

等、また学生全体及び学校種別ごとの非加入者や第1号未加入者等の状況が分かる。さらに、第1号未加入者の未加入理由と今後の加入意思等についても調査している。

② 「平成29年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」

本調査も3年周期で実施されており、同上調査の結果が最新統計である。2017年3月末現在、国民年金第1号被保険者1,575万4千人から、第1章図表数値では、任意加入被保険者、外国人、法定免除者、住所不明者を除く1,367万1千人を全体数としているが、第2章以降の図表数値では、さらに25歳以上の学生納付特例者、被災地域市町村、所得調査への協力が見込まれなかった市を除く1,320万2千人を全体数としている。例えば、第1章の図表数値には25歳以上の学生納付特例者が含まれているが、第3章の図表数値には含まれていない。本調査では、保険料納付状況別（完納者、一部納付者、1号期間滞納者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者）に数値を整理しているが、郵送調査（全体6万2,261人）の有効回答率（全体30.4%）を納付状況別に比べてみると、かなりのばらつきがみられる。例えば、完納者の有効回答率は56.5%（2,607人/4,611人）であるが、1号期間滞納者のそれは14.5%（3,768人/26,008人）と最も低い。

本調査から、例えば、1号期間滞納者や学生納付特例者、届出・職権適用者別納付状況、年齢階級別納付状況、年齢階級別保険料の主たる負担者等を調べることができる。学生の割合や納付状況、学生納付特例制度の周知度についても調査している。さらに、保険料を納付しない理由や納めていないことについての意識等についても整理している。

③ 「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」

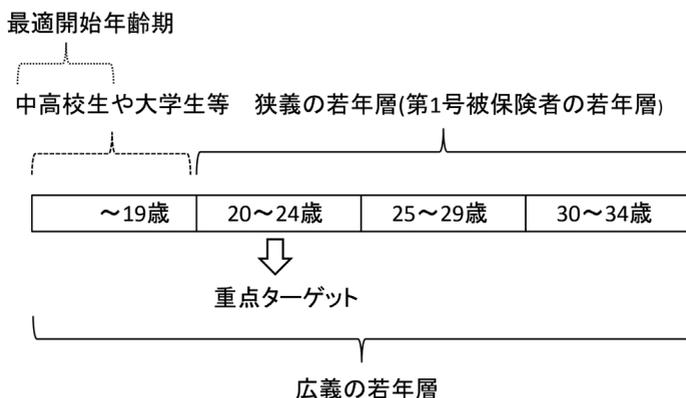
本統計資料は毎年6月末に公表されており、拙稿（2021）では「平成30年度」の統計資料を活用したが、現時点においては「令和2年度」の統計資料まで公表されている。本統計資料では、主に各年度における第1号被保険者の動向や納付状況を整理している。同上から、国民年金被保険者の動向、第1号被保険者の資格取得理由や年齢構成比、年齢階級別納付率等の状況を把握することが

できる。特に年齢階級別納付率から、現年度、過年度1年目、最終納付率の上昇率を比べることができる。

2. 若年層の定義と重点ターゲット

国民年金に関する各種統計資料を見渡しても、第1号被保険者に関する若年層の明確な定義は見当たらないことから、第1号被保険者における若年層の範囲を定義する作業に取りかかった。拙稿(2021)では、上述の3種類の統計資料を用いて、年齢階級8区分における加入状況、納付状況、滞納者状況と納付しない理由等を読み解くことにより、第1号被保険者における若年層と重点ターゲットを図表1のように定義した。なお、本稿では年齢階級8区分に関して、表記上の都合から、20～24歳を第Ⅰ階級、最後の55～59歳を第Ⅷ階級と読み替えて論じていく。狭義の若年層を第Ⅲ階級まで拡大した根拠に関しては、後の章で詳しく論じることにするが、1号期間滞納者の保険料を納付しない理由等の傾向から判断した。したがって、本稿に用いている「若年層」とは、国民年金第1号被保険者の第Ⅰ～Ⅲ階級を意味している。さらに、狭義の若年層3

図表1 若年層の範囲



(出所)阿部公一「公的年金制度への共感を高める年金教育の在り方—若年層と社会を結ぶ役割を果たすために」日本年金学会編『人生100年時代の年金制度—歴史的考察と改革への視座』法律文化社、2021年1月、122頁図表1。

階級から、第Ⅰ階級を重点ターゲットとして絞り出した。学校や地域から年金教育を受ける機会が実質的に得られていない者に対しては、年金広報政策による年金教育が最後の砦となるが、狭義の若年層3階級に対して、より若年段階に未加入や滞納問題を抑制する教育が効果的であることから、特に第Ⅰ階級を重点ターゲットとすべきことを強調してきた。

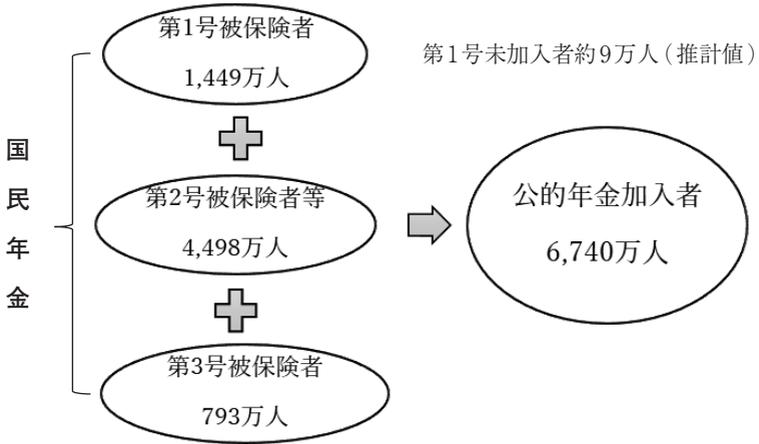
そもそも、年金教育を開始するタイミングに関しては、図表1に示したように、第Ⅰ階級到達以前の中学生や高校生が最適開始年齢期となる。実際に、学校を実施主体として、学習指導要領に基づく社会保障・年金教育が実施されている。最適開始年齢期に関しても、同上拙稿を通じて検証してきた。一般に、若年齢期に年金教育を開始すれば、その後の学習機会を増やせる可能性から、中学生や高校生が最適であると判断した。以上の見解から、狭義の若年層に対して、広義の若年層についても定義した。同上拙稿に追記するが、学校を通じた教育機会と並行して、年金広報政策による年金教育も中高生まで広げる必要がある。公共への共感を得るには倫理観の育成も必要になるため、加えて小学生の高学年から始める意義はある。

Ⅲ. 加入状況に関する統計的把握

1. 国民年金被保険者の種別内訳と第1号被保険者の資格取得理由別内訳

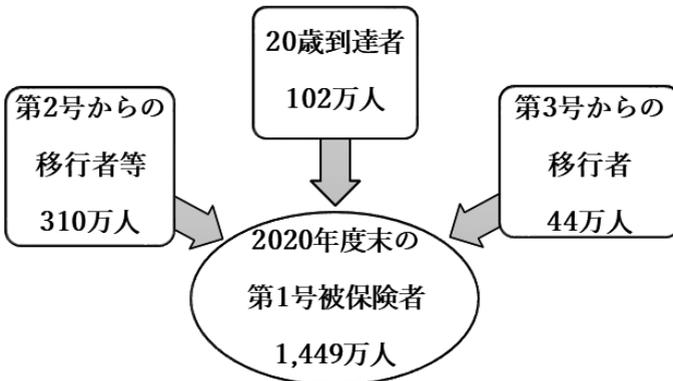
加入状況を把握する際の統計資料のひとつに、拙稿(2021)では厚生労働省年金局(2019b)を活用したが、本稿ではその直近の同上(2021a)まで目を通す。図表2では、同上(2021a)の統計資料から、2020年度末現在における国民年金の被保険者種別内訳と公的年金加入者を示している²⁾。公的年金加入者6,740万人に対して、第1~3号被保険者の占めるそれぞれの割合は、大雑把にみて2割、7割、1割となる。公的年金加入者全体からその特徴をみると、大雑把にみた7割近くの被用者年金保険の規模が最も大きく、第1号被保険者は任意加入被保険者を含めても1,449万人とその3分の1程度の規模である。また、第3号被保険者に関しても、被用者年金保険に関連することから、それも含めると、公的年金における被用者年金保険の存在感は増幅する。だが、第1号被保険者と第2号被保険者では、保険料徴収方法の違いから、第1号被保険者には未加入、滞納等に関する問題が付随する。また、第1号被保険者の資格取得

図表2 国民年金被保険者の種別内訳(2020年度末)



(出所)厚生労働省年金局「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、1頁表1、
「令和元年公的年金加入状況等調査 結果の概要」、4頁表2より作成。

図表3 第1号被保険者の資格取得理由別内訳(2020年度累計)



(出所)厚生労働省年金局「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、1頁表1、
2頁表2から作成。

手続きに関しては市町村長への届出を要することから、一時的非加入の状態にある経過的未届け等の問題も発生する。

続く図表3では、同上(2021a)から、2020年度間累計における第1号被保険者の資格取得理由別内訳を示している³⁾。先に確認したように、2020年度末現在における第1号被保険者は1,449万人である。同年度中に第1号被保険者の資格を取得した者の理由をみると、第2号や第3号からの移行理由がみられるが、第2号からの移行者等が310万人と最も多い。いずれにしても、第2号や第3号から第1号に移行する際には、上述したように、住所を有する地方公共団体の市町村長への届出手続きを必要とする。第2号から第1号への移行者に関しては、年齢階級8区分における詳細なデータまでは示されてない。もし、年齢階級8区分のうち、第2号から第1号への移行者の多い年齢階級があれば、その年齢階級を重点ターゲットにして、年金広報政策による情報発信を訴求する必要もあろう。

2. 20歳到達理由による資格取得者と学生納付特例者

第2号や第3号からの移行者に関して確認してきたが、図表3から、20歳到達理由者も102万人と大きな塊であることから、この範疇者に対する年金広報政策による年金教育を欠かすことはできない。図表4では、厚生労働省年金局(2019b)(2020)(2021a)より、20歳到達理由による資格取得者の推移を表している。2014～20年度の各年度において、100万人弱の若者が第1号被保険者と

図表4 20歳到達理由による資格取得者の推移(各年度末)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
20歳到達理由者	106万人	100万人	102万人	100万人	104万人	109万人	102万人
資格取得届出者	52万人	48万人	50万人	51万人	55万人	—	—
職権適用者	54万人	52万人	51万人	49万人	49万人	—	—

(出所)厚生労働省年金局「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、2頁表2、「令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、2頁表2、「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、2頁表2から作成。

しての資格を取得している。国民年金法第8条には、被保険者資格取得の発生要件が規定されており、その要件のひとつに「20歳に達したとき」に資格を取得すると述べている。併せて、第12条第1項をみると、資格取得に関する事項を市町村長に届出なければならないこととされている。法律上の解釈としては、届出により資格取得に至るのではなく、つまり、届出の有無にかかわらず、20歳に達したときに本人の意思表示とは関係なく被保険者の適用となる⁴⁾。

2019年の9月末日までの期日については、20歳到達理由による資格取得の届出を怠った者に対して、職権適用により本人に代わって日本年金機構により加入手続きが行われてきた。本図表から、20歳到達理由者の半数程度が職権適用処理による加入手続きが行われてきたことが分かる。一例として2018年度をみると、20歳到達理由による資格取得者は104万人おり、そのなかの55万人は国民年金法第12条第1項の規定により自主的に届出を済ませているが、一方の49万人に関しては職権適用により加入手続きが済まされている。このような実態から、総務省の行政評価による勧告を受けて、20歳到達理由による資格取得の届出に関しては、2019年10月より、20歳到達者全員に対して、職権により資格取得処理を行う手続きに変更されている⁵⁾。以上の変更から、同上(2020)及び(2021a)の統計資料を確認すると、資格取得届出者と職権適用者の内訳数の記載が無くなっている。よって本図表においても、2019年度以降に関しては、20歳到達理由者の人数のみを把握してほしい。

図表5 学生納付特例者の推移(各年度末)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
学生納付特例者	176万人	178万人	172万人	176万人	176万人	179万人	180万人	177万人
第1号被保険者	1,805万人	1,742万人	1,668万人	1,575万人	1,505万人	1,471万人	1,453万人	1,449万人
割合	9.8%	10.2%	10.3%	11.2%	11.7%	12.2%	12.4%	12.2%

(出所) 厚生労働省年金局「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、1頁表1、「令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、1頁表1、「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、1頁表1から作成。

当然のことながら、20歳到達理由による資格取得者のなかには、大学等に在籍する学生も含まれる。学生に関しては、保険料納付の猶予申請による学生納付特例者の存在があるが、図表5では同上(2019b)(2020)(2021a)より、学生納付特例者の推移を表している。2013~20年度末を通じての平均人数は約176万7千5百人である。併せて本図表には、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の推移も示している。例えば、2020年度末の第1号被保険者に対する学生納付特例者の割合は12.2%となる。

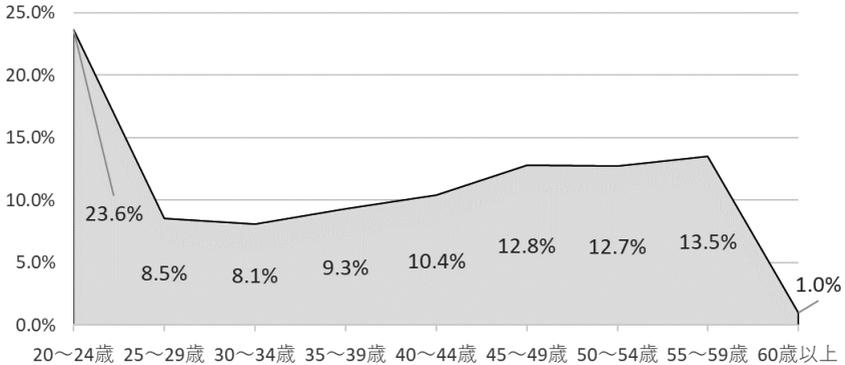
なお、同上(2019a)の統計資料には、第1号被保険者に対する学生の割合のデータが記載されている。同上統計資料は2016年度末現在の調査であり、第1号被保険者(任意加入被保険者を除く)に対する学生納付特例者(25歳以上を除く)の割合を算出している。上述の同上(2020)及び(2021a)とは調査対象や時期が異なるものの、参考までにその割合を紹介すると18.4%である。また、学生納付特例者全体のうち96.5%は学生であることが確認されており、残り3.5%は不詳であった。

さらに、同上(2021b)の統計資料では、2019年10月末現在の20~59歳の者を対象にしており、任意加入被保険者を含む第1号被保険者(1,420万7千人)に対する学生で第1号被保険者(224万8千人)の割合を算出すると、その割合は15.8%となった⁶⁾。なお、学生全体(256万8千人)に対する学生で第1号被保険者(224万8千人)の割合は87.8%である。同上統計資料においては、20歳以上の者で、高校、専門学校、短大・高専、大学、大学院に在籍する者を学生としている。

3. 年齢階級別にみた人口構成割合と種別等割合

まず、第1号被保険者の年齢階級別人口構成割合を確認していく。2020年度末現在において、任意加入被保険者を含む第1号被保険者は1,449万人である。図表6では、厚生労働省年金局(2021a)から、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)に対する年齢階級別人口構成割合の山を描いている。その特徴をみると、年齢階級8区分において、第I階級の占める割合が23.6%と最も高い山となる。次の第II階級では8.5%まで下り、第III階級の8.1%を谷底に、その後の年齢階級が上がるにつれて、その割合も緩やかに増していく。最後の第VIII階

図表6 第1号被保険者の年齢階級別人口構成割合(2020年度末)

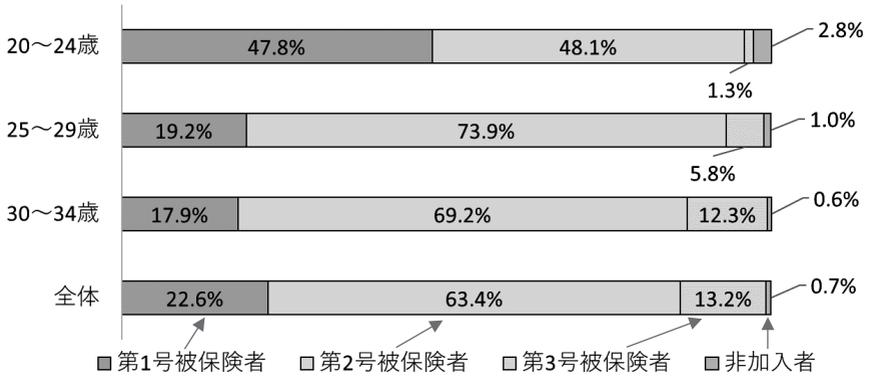


(出所) 厚生労働省年金局「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、2頁
図2より作成。

級の割合は13.5%となり、第Ⅰ階級のその割合に続く大きさではあるものの、山の高さを直感的にみても半分強の高さである。2020年度末現在において、第1号被保険者の平均年齢は39.3歳であり、2011～20年度末を通じてほぼ変わりはない。先に、第Ⅰ階級の占める割合が最も高いことに触れたが、狭義の若年層3階級の合計でその割合を確認すると40.2%となり、大雑把に全体の半分程度まで達すると捉えてもよいだろう。20歳代で一括りにしてみると、その割合は32.1%となる。

それでは次に、狭義の若年層に焦点を当てて、年齢階級別人口に占める被保険者種別等の割合と特徴についてみていこう。図表7では、同上(2021b)から、若年層3階級における被保険者種別割合と非加入者の割合を示している⁷⁾。本図表では、20～59歳の者を対象にしており、また、第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。2019年10月末現在、第Ⅰ階級の人口(641万3千人)に占める第1号被保険者(306万3千人)の割合は47.8%となり、若年層3階級を通じて第1号被保険者の占める割合が最も大きい。本図表では省略したものの、年齢階級8区分を通じてその割合は1番大きい。第Ⅷ階級のその割合は24.9%であり、第Ⅰ階級に次ぐ2番目となる。8階級全体の人口(6,274万1千

図表7 若年層の年齢階級別人口に占める被保険者種別等の割合



(出所) 厚生労働省年金局「令和元年公的年金加入状況等調査 結果の概要」、4頁表2より作成。

人)に対して、第1号被保険者(1,420万7千人)の占める全体での割合は22.6%である。ところで、年齢階級が第Ⅰから第Ⅱ階級に上がると、異なる様相がみられる。第Ⅱ階級の人口(639万人)に占める第1号被保険者(122万9千人)の割合は19.2%である。これに対して、第2号被保険者(472万4千人)の占める割合は73.9%となり、第Ⅰ階級のその割合48.1%から30%近くも増えている。その理由については、誰しも容易に推測できることから触れることはしないが、年齢階級8区分を通じて最も高く、第Ⅲ階級以降においてその割合は緩やかに下がっていき、最後の第Ⅷ階級では59.1%に止まり、第Ⅰ階級のその割合に続く2番目の低さとなる。8階級全体の人口(6,274万1千人)に対して、第2号被保険者(3,978万8千人)の占める全体での割合は63.4%である。狭義の若年層における第1号被保険者の傾向として、第Ⅰ階級の約306万人から、第Ⅱ階級では約123万人まで減っていくが、これに対して、第2号被保険者は約309万人から約472万人と増えている。一方、第3号被保険者の占める割合に関しては、第Ⅰ階級では1.3%と最も低い。

本図表から非加入者の存在が気にかかるところだが、これに関しては図表8に譲ることにする。図表8は同上(2018)及び(2021b)から、狭義の若年層に焦

図表8 若年層の年齢階級別に占める非加入者及び第1号未加入者

「令和元年調査」

20～24歳	非加入者	18万1千人	第1号未加入者	2万7千人
			その他の非加入者	15万3千人
25～29歳	非加入者	6万3千人	第1号未加入者	4千人
			その他の非加入者	5万9千人
30～34歳	非加入者	3万9千人	第1号未加入者	1万人
			その他の非加入者	2万9千人
全体	非加入者	45万人	第1号未加入者	8万8千人
			その他の非加入者	36万1千人

「平成28年調査」

20～24歳	非加入者	8万9千人	第1号未加入者	1万7千人
			その他の非加入者	7万1千人
25～29歳	非加入者	4万8千人	第1号未加入者	2万6千人
			その他の非加入者	2万3千人
30～34歳	非加入者	1万8千人	第1号未加入者	3千人
			その他の非加入者	1万5千人
全体	非加入者	29万5千人	第1号未加入者	8万9千人
			その他の非加入者	20万6千人

(出所) 厚生労働省年金局「平成28年公的年金加入状況等調査 結果の概要」、3頁表2、
「令和元年公的年金加入状況等調査 結果の概要」、4頁表2より作成。

点を当てて、年齢階級別人口に対する非加入者及び第1号未加入者の割合を表している。同上統計資料における用語の解説をみると、「日本国内に住所を有する20～59歳の者であるにもかかわらず、公的年金制度に加入していない者」を非加入者と定義し、そのなかから、「届出を行っておらず、過去一度も公的年金に加入したことがない者であり、届出を行えば第1号被保険者になる者」を第1号未加入者とし、「転職、短期的失業、被扶養配偶者からの届出がなされていない者、届出中の者等による種別移行のための経過的未届者」、「調査票における不備等により行政記録上確認できなかった者、居住地での住民票登録がなされておらず行政的に補足することが困難な者」等をその他の非加入者と

している⁸⁾。

以下では、同上(2021b)の「令和元年調査」についてみていくが、図表8には前回の同上(2018)「平成28年調査」からの人数も参考までに記載している。図表7より、8階級全体の人口(6,274万1千人)に対して、非加入者(45万人)の占める割合は0.7%であった。併せて図表8から、45万人の非加入者のうち、8万8千人が第1号未加入者であり、その割合は0.1%である。図表2にみる第1号未加入者約9万人は、同上(2021b)の推計値を引用している。この全体の傾向に対して、第I階級人口(641万3千人)に対する非加入者(18万1千人)の割合は2.8%であり(図表7)、そのうち第1号未加入者の割合は0.4%である。第I階級においては、年齢階級8区分を通じて、非加入者の割合が最も高いという課題を抱えている。第II階級では、人口(639万人)に対する非加入者(6万3千人)の割合は1.0%であり(図表7)、そのうち第1号未加入者の割合は0.1%である。続く第III階級では、人口(698万6千人)に対する非加入者(3万9千人)の割合は0.6%であり(図表7)、そのうち第1号未加入者の割合は0.1%である。以上から、狭義の若年層である3階級においては、他の年齢階級と比べて、大雑把にみても非加入者の占める割合が高いといえる。さらに気がかりな兆候は、前回調査と比べて、若年層3階級において、非加入者割合が上昇しているが、そのなかでも第I階級のその割合は2倍弱、第III階級では3倍近くに跳ね上がっている⁹⁾。

IV. 納付状況に関する統計的把握

1. 第1号被保険者の保険料納付状況

図表9では、厚生労働省年金局(2019a)の統計資料より、年齢階級別、男女別、届出有無別の保険料納付状況について、納付状況を6分別してその割合を示している。本図表では、2016年度末現在、任意加入被保険者を除く第1号被保険者1,367万1千人を集計対象の全体としている。例えば、第1号被保険者全体の1,367万1千人のうち、年齢階級8区分における第I階級の人口は323万人であり、そのなかの60万2千人が保険料を完納していることから、その割合は18.6%となる。ただし、学生に関する納付状況別割合の算出に関しては、第1号被保険者の全体を1,320万2千人として集計し、そのなかから学生全体の人

図表9 第1号被保険者の保険料納付状況

	完納者	一部 納付者	1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付 猶予者
第Ⅰ階級 20～24歳	18.6%	4.9%	13.4%	4.7%	52.5%	5.9%
第Ⅱ階級 25～29歳	27.7%	12.7%	23.4%	15.6%	5.6%	15.0%
第Ⅲ階級 30～34歳	34.9%	14.3%	24.5%	19.5%	1.2%	5.6%
第Ⅳ階級 35～39歳	40.4%	13.3%	23.0%	20.4%	0.5%	2.5%
第Ⅴ階級 40～44歳	43.9%	12.4%	21.3%	20.8%	0.2%	1.4%
第Ⅵ階級 45～49歳	43.4%	11.6%	22.9%	21.0%	0.1%	0.9%
第Ⅶ階級 50～54歳	47.8%	11.3%	20.2%	20.7%	0.0%	—
第Ⅷ階級 55～59歳	55.7%	10.1%	15.1%	19.1%	0.0%	—
全体	37.2%	10.4%	19.4%	16.2%	13.1%	3.8%
男子	35.5%	10.6%	22.9%	13.4%	13.8%	3.8%
女子	39.0%	10.2%	15.6%	19.1%	12.4%	3.8%
届出適用者	44.2%	10.6%	15.8%	16.5%	10.3%	2.4%
職権適用者	20.2%	9.8%	27.8%	15.4%	19.8%	7.0%
(参考) 学生	20.1%	2.8%	9.1%	1.2%	65.3%	1.5%

(出所) 厚生労働省年金局「平成29年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」、4頁表1、5頁表2、6頁表3、12頁表9より作成。

数を集計していること、また、学生全体の人数には25歳以上の学生納付特例者を除いていることから、年齢階級別、男女別、届出有無別とは区別して参考として掲載している¹⁰⁾。

以下に、保険料納付状況別から完納者、1号期間滞納者、学生納付特例者を中心にみていく。まず、完納者についてみると、第1号被保険者全体に対する完納者全体(508万3千人)の割合は37.2%であり、年齢階級8区分の第Ⅳ～Ⅷ階級においてはその割合を超えており、特に第Ⅷ階級ではその割合が55.7%と最も高い。それに対して、第Ⅰ階級では18.6%と最も低い数値となっている。大まかにいうと、年齢階級が上がるにつれて完納者の割合も高くなる傾向がみられる。男女別でみると、女子が男子を上回っており、届出有無別でみると、職権適用者のその割合は届出適用者の割合の半分以下の数値である。

1号期間滞納者については、第1号被保険者全体に対する1号期間滞納者全体(264万8千人)¹¹⁾の割合は19.4%であり、年齢階級8区分を通じてみると、第Ⅰ階級におけるその割合13.4%が最も低く、第Ⅲ階級におけるその割合24.5%が最も高くなり、その前後の階級においてもそれに準ずる高さである。第Ⅷ階級におけるその割合は15.1%であり、第Ⅰ階級に続く2番目の低さである。このような傾向から、1号期間滞納者割合が高くなっていく以前の年齢期に焦点を当てて、年金広報政策による年金教育を強化していく必要がある。また、男女別では、女子よりも男子のその割合が明らかに高いといえる。やはり、届出有無別でみると、職権適用者のその割合は届出適用者の割合の2倍近い数値である。

学生納付特例者については、第1号被保険者全体に対する学生納付特例者全体(179万2千人)の割合は13.1%であり、その割合を算出する際には、参考に掲げた学生に関する納付状況別とは異なり、25歳以上の学生納付特例者も含んでいる。年齢階級8区分を通じてみると、第Ⅰ階級における学生納付特例者は169万5千人でその割合は52.5%に達して、8階級全体を通じて圧倒的に高いといえる。続く第Ⅱ階級では6万9千人でその割合は5.6%となり2番目の高さとなる。だが、第Ⅲ階級では1万5千人まで減り、その割合は1.2%まで下がるものの3番目の高さである。第Ⅱ～Ⅷ階級の学生納付特例者を合計しても、第Ⅰ階級の169万5千人に対して9万6千人ほどである。参考までに、学生の全体

人数に対する学生納付特例者の割合は65.3%であり、その数値には25歳以上の学生納付特例者は含んでいない。

最後に、保険料納付猶予制度については、2016年6月までは30歳未満の者を対象にしていたが、7月からは50歳未満まで拡大されている。第1号被保険者全体に対する納付猶予者全体(52万人)の割合は3.8%であり、年齢階級8区分を通じてみると、第Ⅱ階級における納付猶予者は18万6千人でその割合は15.0%に達しており、8階級全体を通じて圧倒的に高い数値である。第Ⅱ階級における学生納付特例者の占める割合は5.6%であり、第Ⅰ階級のその割合52.5%から急激に下がるものの、納付猶予者の割合は5.9%から15.0%まで上昇する。ただし、その上昇気流は第Ⅱ階級までに止まり、続く第Ⅲ階級ではその割合が5.6%まで下降していく。

2. 第1号被保険者の年齢階級別保険料納付状況

図表10では、厚生労働省年金局(2019b)(2020)(2021a)の統計資料より、年齢階級別における保険料納付率と、現年度納付率から最終納付率への追加納付率を年齢階級別に比較している。同上(2021a)の統計資料が最新版であり、それによると、2019年度分保険料(全体)の現年度納付率は69.25%、過年度1年目では75.63%となり、最終納付率に向けた途中経過であるものの6.38%の追加納付率がみられる。また、2020年度分保険料(全体)の現年度納付率は71.49%であった。2018年度分以前の保険料に関しては、それぞれ現年度納付率、過年度1年目納付率、最終納付率の数値を得ることができるが、本図表では現年度納付率と最終納付率に注目してその追加納付率を記載している。

8階級全体における2016~18年度分の最終納付率の推移をみると、緩やかではあるが伸び続けている傾向にある。2018年度分の最終納付率は77.16%に落ちつき、また現年度納付率よりも9.04%の追加納付率がみられる。2016及び17年度分の追加納付率には少しばかり届かないものの、出発点の現年度納付率に関しては、2018年度分の68.12%が比較対象の両年度のそれよりもそもそも上回っている。比較対象の両年度の現年度納付率と比較しても、年齢階級8区分を通じて、2018年度分の現年度納付率が最も高い傾向にある。年齢階級別に比べてみると、第Ⅷ階級のそれが77.48%と1番高く、それに対して、第Ⅱ階級

図表 10 第1号被保険者の年齢階級別保険料納付率

年齢階級	2016年度分		2017年度分		2018年度分	
	現年度	最終納付率	現年度	最終納付率	現年度	最終納付率
第Ⅰ階級 20～24歳	61.49%	76.65%(+15.16)	62.40%	77.90%(+15.50)	63.99%	78.02%(+14.03)
第Ⅱ階級 25～29歳	54.63%	67.56%(+12.93)	54.87%	68.16%(+13.29)	56.32%	68.59%(+12.27)
第Ⅲ階級 30～34歳	57.58%	68.59%(+11.01)	59.01%	70.28%(+11.27)	60.90%	71.14%(+10.24)
第Ⅳ階級 35～39歳	61.60%	72.04%(+10.44)	63.09%	73.99%(+10.90)	64.91%	74.94%(+10.03)
第Ⅴ階級 40～44歳	65.04%	73.01%(+ 7.97)	66.17%	75.16%(+ 8.46)	68.67%	76.20%(+ 7.53)
第Ⅵ階級 45～49歳	63.36%	73.02%(+ 9.66)	65.57%	75.74%(+10.17)	68.25%	77.16%(+ 8.91)
第Ⅶ階級 50～54歳	67.61%	75.30%(+ 7.69)	68.49%	76.25%(+ 7.76)	69.70%	76.80%(+ 7.10)
第Ⅷ階級 55～59歳	75.47%	82.25%(+ 6.78)	76.28%	83.48%(+ 7.20)	77.48%	84.12%(+ 6.64)
全体	65.04%	74.64%(+ 9.60)	66.34%	76.31%(+ 9.79)	68.12%	77.16%(+ 9.04)

(出所) 厚生労働省年金局「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、4頁表4、6頁図6、「令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、4頁表4、5頁図4、「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、4頁表4、5頁図4から作成。

では56.32%と最も低い数値となり注意を要する。狭義の若年層である3階級を見比べてみると、いずれも全体平均の68.12%を下回っているものの、追加納付率をみると全体平均の9.04%を大幅に上回る2桁の追加納付率がみられる。若年層3階級のなかでも、とりわけ、第Ⅰ階級の追加納付率は14.03%と目覚ましい伸びである。

以上の追加納付率の傾向から、他の年齢階級と比べて若年層3階級においては、納付対象月保険料を納付期日が過ぎてから納める傾向がうかがえる。その行動理由を探るために、同上(2019a)の統計資料から、「年齢階級別保険料を

納付しない理由」の選択肢を参考にしてみた¹²⁾。選択肢の個別理由については、そもそも1号期間滞納者を対象に想定したものであるが、その選択肢を参考にすることにより、納付期日を過ぎてしまった代表的理由を以下に推測してみた。納付書での支払いを前提とした場合、まずもって、うっかりして忘れていたとかまとめて払おうと思ったという理由を推測できよう。うっかりまとめて派の理由は、一般に、自動車税や固定資産税等の税納付の遅れにも共通する理由であると思われる。また、被保険者本人や世帯におけるお金のやりくりによる理由も容易に想像できよう。いずれの理由にせよ、1号期間滞納者の行動と決定的な違いは、納付期日後に納付している点である。

すでに、若年層3階級を通じた追加納付率の傾向について論じてきたが、以下には、連帯納付義務の視点を加えて、若年層3階級の納付率について論じていく。国民年金法第88条によれば、保険料の納付義務は被保険者本人による個人負担であるが、その世帯主や配偶者の一方が連帯して納付義務を負うことも規定している。そこで、同上(2019a)から、「年齢階級別保険料の主たる負担者」の話題を取り上げる¹³⁾。その統計資料では、主たる負担者として、「自分」「父母」「配偶者」「それ以外の者」「納めたことがない等」「不詳」に分類している¹⁴⁾。ここでは若年層3階級を対象にすることから、「自分」と「父母」に絞ってその傾向を探ることにする。配偶者が負担した割合については、若年層3階級以降の年齢階級が上がるにつれて、その割合も増えていく傾向がみられるため、ここでは除くことにした。年齢階級別に自分の収入などにより納付した者の割合を比べてみると、第Ⅰ～Ⅲ階級を通じて、その割合は6.9%、24.0%、29.2%と上昇していく。また、父母が負担した割合は21.3%、15.3%、13.2%と下降していく。若年層3階級のなかで、父母が負担する割合が最も高いのは第Ⅰ階級の21.3%である。この特徴も影響したことにより、第Ⅰ階級の最終納付率は3階級のなかで最も高くなったと推測している。一方、自分の収入で納付した割合は第Ⅰ階級の6.9%が最も低く、第Ⅱ階級では24.0%まで跳ね上がる。多分、自分の収入で納付することになると、お金のやりくりの問題が発生するだろう。やはり、この特徴に起因して、第Ⅰ階級の最終納付率よりも第Ⅱ階級においては大幅にダウンするものと推測される。ただし、図表9より、年齢階級人口に占める完納者の割合は第Ⅰ階級の18.6%から第Ⅱ階級では

27.7%と増えている。

第Ⅲ階級よりも第Ⅱ階級における最終納付率が低くなる傾向に関して、同上(2021a)の統計資料より、「出生年度別最終納付率」から年齢別によるその影響を探ってみた¹⁵⁾。2018年度分の最終納付率をみると、第Ⅰ階級年齢の半ばごろから、すでに最終納付率が下降し始める変化がみられる。出生年度別の統計資料から具体的な年齢を読み取ると、22歳頃を山頂に下降し始めて26歳頃を谷底にその後はわずかながら上昇していく。つまり、最終納付率は第Ⅰ階級の後半年齢から第Ⅱ階級の前半年齢まで下降していく傾向がわかる。その後、第Ⅲ階級に向けて最終納付率が回復していく傾向から、第Ⅱ階級よりも最終納付率が高くなる。

さらに、第Ⅳ階級以降では最終納付率が上昇していくが、その理由として、滞納者が納付を再開した理由を参考に探ることができよう。公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会の「国民年金中長期滞納者に関する深層心理・行動分析報告」によれば、再開理由のひとつとして、人生の節目(例えば、結婚やわが子の誕生)を迎えたことによる意識変容という理由を挙げている¹⁶⁾。第Ⅲ～Ⅳ階級においては、一般的に、人生の節目を迎える者やその経験者が増えていくと考えられるが、その節目現象と最終納付率の上昇には相関があるだろうと推測している。

3. 20歳到達者における現年度納付率の状況

以上を通じて、年齢階級別、とりわけ若年層3階級の現年度及び最終納付率、それに加えて追加納付率の傾向を把握してきた。図表11では、総務省行政評価局(2018)の結果報告書から、20歳到達者の現年度納付率の状況を表している。併せて、図表4及び10も参照しながら論じていく。2013～17年度分の現年度納付率の平均値を算出してみると、20歳到達者全体では53.52%となる。資格取得届出者と職権適用者の平均値を比べると、それぞれ85.1%、28.1%となり、職権適用者の平均値は資格取得届出者の3分の1程度である。職権適用者の現年度納付率が低迷していることから、それに引きずられて、20歳到達者全体の現年度納付率も下がり気味になる。例えば、20歳到達者全体の2017年度分の現年度納付率は54.6%であるが、図表10の第Ⅰ階級62.40%と比べて

図表11 20歳到達者の現年度納付率の状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
20歳到達者全体	52.7%	53.2%	52.2%	54.9%	54.6%
資格取得届出者	85.2%	84.5%	84.7%	85.6%	85.2%
職権適用者	27.9%	27.7%	27.2%	29.3%	28.2%

(出所) 総務省行政評価局「年金業務の運営に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—結果報告書」、47頁図表2—(1)—⑪。

も7.8%ほど低い数値となっている。さらに、第Ⅱ階級の54.87%よりも下回っている。2016年度分に関しては、全体では54.9%であり、第Ⅰ階級のその割合と比べても6.6%ほど低いが、第Ⅱ階級の54.63%をかるうじて上回っている。

総務省行政評価局の結果報告書では、現年度納付率のみを取り上げているので、最終納付率による追加納付率分の数値までは掲載されていない。いずれにしても、気がかりな兆候は職権適用者の現年度納付率の低さである。20歳到達者の資格取得に関しては、再び述べることにするが、2019年10月より、20歳到達者全員に対して、職権により資格取得処理を行う手続きに変更されている。なお、図表9の職権適用者には、20歳到達者で自らの届出を行わなかった者に加えて、第1号被保険者への種別変更の未届出で職権処理の手続きが行われた者を含んでいる。

V. 1号期間滞納者に関する傾向

1. 1号期間滞納者の納付しない理由

再び述べるが、第1号被保険者全体に対する1号期間滞納者は19.4%を占めており、その人数は264万8千人に達する(図表9)。厚生労働省年金局(2019a)では、1号期間滞納者を対象に納付しない理由やその背景を調査している。先にも述べたが、そもそも、1号期間滞納者の有効回答率は14.5%と低い状況にある。図表12は「平成29年調査票」から、質問9-2及び9-3に対する回答理由の選択肢を取り上げている。以下に論じる際に比較しやすいように、本図表では、それぞれの選択肢に(a)~(j)、(ア)~(エ)の文字をつけている。質問

図表12 国民年金の保険料を払わなかった理由に関する選択肢

《質問9-2》

(a) うっかりして忘れた、あるいは、後でまとめて払おうと思ったから
(b) 保険料が高く、経済的に支払うのが困難だったから
(c) 納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れないと思うから
(d) 老後のことや年金のことに関心がないから
(e) これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえないから
(f) すでに、年金を受ける要件を満たしていたから
(g) 年金制度の将来が不安、あるいは、信用できないから
(h) 納めた保険料が無駄遣いされているのではないかなど、厚生労働省・日本年金機構が信用できないから
(i) 自分以外にも保険料を納めていない人がいたから
(j) 特に理由はない

《質問9-3》

(ア) もともと収入が少ない、あるいは不安定だったから
(イ) 失業、倒産、天災、事故、病気などにより所得が低下したから
(ウ) 保険料より優先度の高い支出が多かったから
(エ) その他

(出所) 厚生労働省年金局「平成29年調査票」、5頁質問9-2及び9-3。

9-2では、(a)～(j)の10選択肢を取り上げ、そのなかから最も主要な理由を一つ選ぶと共に、当てはまる理由をいくつでも選べる(本図表ではその回答欄を省略している)。そのなかから(b)を選んだ者はさらに質問9-3に進み、(ア)～(エ)のうちから理由を一つだけ選ぶことになる。その結果をまとめた同上(2019a)の「年齢階級別保険料を納付しない理由」の主要回答一覧では、(a)～(c)及び(e)～(h)の理由に「その他」を加えた8理由から、年齢階級別にそれぞれの理由を選んだ割合を表している¹⁷⁾。

そもそも(j)を除く主要回答一覧には、質問9-2の(d)及び(i)が見当たらないが、少数回答として処理され「その他」に計上されている。1号期間滞納者全体では「その他」の理由は4.0%であるものの、第Ⅰ～Ⅲ階級を通じて、それぞれ7.5%、5.5%、4.9%と全体平均よりも高めの数値である。若年層3階級の

なかには、遠い老後生活を見通す視野が欠けており、目先の生活における支出を優先する近視眼者も存在するだろう。(d)を選んだ方は近視眼者と推測するが、公的年金の必要性を自分事として捉えるまでには至っていない。

1号期間滞納者全体をみて、主要回答に(b)を選んだ割合が70.6%と最も高い傾向にある。そのなかでも、第Ⅱ階級の74.9%が最も高い。また同上回答者においては、質問9-3のなかから(ア)の理由を選んだ割合が最も高い。8階級全体を通じてその割合は57.0%であり、(イ)や(ウ)を選んだ割合はそれぞれ17.8%、20.2%であった。第Ⅰ～Ⅳ階級を通じて(ア)の理由を選んだ割合は6割弱であるが、そのなかでも第Ⅱ階級の65.7%が1番高く、第Ⅰ階級の63.8%が次に続く。主要回答に(a)を選んだ割合は、1号期間滞納者全体で5.3%であるものの、第Ⅰ階級では14.2%と極めて高い。第Ⅲ階級では(g)及び(c)を選んだ割合がそれぞれ9.6%、7.4%であり、全体の6.3%、6.5%を上回り、8階級全体を通じて(g)を選んだ割合は1番高い傾向にある。以上からも容易に想像できるが、第Ⅲ階級に占める1号期間滞納者の割合は8階級全体を通じて最も高い24.5%に達している(図表9)。ただし、最終納付率に関しては、第Ⅱ階級の谷底からV字回復傾向にある(図表10)¹⁸⁾。上述の課題が将来も続くことと推測されることから、歯止めをかけるために、できれば第Ⅰ階級到達以前にあるいは遅くとも第Ⅰ階級中に、十分な教育機会を持ち得ない若年層(広義の定義)に対して、厚生労働省年金局は年金広報教育の機会を保障する責務がある。

2. 1号期間滞納者にみる「公損私得」の意識と行動

以上を通じて、1号期間滞納者の納付しない理由についてみてきたが、納付しない理由の背景を探ると気がかりな兆候もみられる。とにかく、(b)の理由が70.6%と最も高い傾向にあった。だが、厚生労働省年金局(2019a)の統計資料から、「世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由」¹⁹⁾をみると、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても、半数近い47.5%が主要回答に(b)を選んでいる。それに続き、12.4%の1号期間滞納者が(h)を選び、12.0%の同上者が(g)の理由を選んでいる。併せて同上(2019a)より、「世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識」から、世帯の総所得金額が1,000万円以上を対象にみていく²⁰⁾。「国民年金はあてにしていない」派の

14.4%と、「年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できない」派の9.3%を合わせたおよそ25%の1号期間滞納者に関しては、保険料を納める意思のないことが分かる。この者たちに関しては、多分、個人的な損得勘定も勘案して「公的」に代替して「私的」な制度に依存しているのだろう。ただし、「制度の意義や有利な点が理解できれば納める」派も11.1%いる。そこで、年金広報教育の手腕の見せ所となるが、すでに手遅れ感がある。とにかく、納めるつもりがない派に関しては、「公損私得」の意識が見え隠れすることから、年金教育的課題として把握することができた。

さらに、同上(2019a)の統計資料から、「保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況」「年齢階級別生命保険・個人年金加入状況」及び「生命保険・個人年金の保険料月額平均」をみていく²¹⁾。1号期間滞納者のなかで50.8%の者が生命保険や個人年金のどちらかに加入しており、特に第Ⅳ階級以降では5割を超える加入状況にある。また、民間保険会社や郵便局などの個人年金に加入している割合は、1号期間滞納者全体で9.0%であり、そのなかで第Ⅰ～Ⅲ階級をみると、それぞれ6.7%、8.0%、11.0%の加入状況にある。特に第Ⅲ階級では、8階級全体を通じてもっとも高い傾向にあり、「公損私得」の行動が顕著にうかがえる。驚かされたことには、申請全額免除者の8.4%の者や納付猶予者の4.8%も個人年金に加入している。併せて、個人年金に係る平均の保険料月額も確認しておく、1号期間滞納者の平均額は1万4千円であった。参考までに、調査時点の2016年度の国民年金保険料月額は1万6,260円である。つまり、国民年金保険料月額に相当する額を個人年金の支払いに回していたことになる。いずれも月額平均であるが、申請全額免除者に関しては1万4千円、猶予納付者では1万円を個人年金の保険料として支払っていた。ただし、1号期間滞納者、申請全額免除者、納付猶予者の個人年金保険料の支払いに関しては、自分以外が支払っている場合も含めている。ちなみに、1号期間滞納者に関して、自分で支払っている場合の平均額は1万4千円、自分以外が支払っている場合の平均額が1万2千円であった。いずれにしても、国民年金法第88条では、世帯主や配偶者の一方に連帯納付義務を課している。以上の1号期間滞納者にみる「公損私得」の行動から、年金教育的課題を把握することができる。

Ⅵ. 「公損私得」の意識に誘引される国民年金過小評価と滞納行動

本稿で確認してきた統計資料から、いくつかの年金教育的課題を発見することができるが、紙面の関係上、最も深刻に思われる課題に絞って論じていく。保険に加入する際には、誰もが対象保険商品を比較検討してから自身の意思により加入したいと思う行動は一般的であり、「公的」か「私的」かの運営主体の性質の違いよりも、個人的な損得勘定が気になることは当然のことである。「公損私得」という語句は稿者による造語であり、1号期間滞納者の意識やその行動から創作している。

以前、所属大学での担当科目の試験問題に、社会保険の特質を簡単に論じさせる小問を出した経験がある。今でも記憶に残っているが、「自分が支払った保険料が他の人のために使われる」という説明がみられ、解答者の納得いかない気持ちが強く伝わる答案であった。どうやら、「自分のお金が自分のためではなく他人に使われること」に納得できないようであった。世代間扶養方式に対する共感が得られないと、「公的」な国民年金に対しては、自分のお金が他人のために使われていると解釈し、なんだか損しているように受け止める者もいるだろう。

年金制度の将来に対する不安や不信感の要因は、少子高齢化の進行による影響が強いことから、その潜在的意識の中に「公損私得」による個人的な意識が働いていると感じられる。まして、厚生労働省や日本年金機構が信用できない者には、「公損私得」の意識が強く根付いていると思われる。大学での年金教育の実戦的経験から、公共システムとしての公的年金に対する不平不満を抱く者には、多かれ少なかれ「公損私得」の意識が芽生えている。このような「公損私得」の意識の終着点として、統計資料から、1号期間滞納者の選択や「私的」である生命保険や個人年金を優先する行動がみられる。もっとも、年齢階級に関係なく、一定の者は「公損私得」の意識を持ち得ていると推測されるが、本稿でみてきた統計資料から、年齢階級別の第Ⅲ階級を注視している。

以上の論述は稿者による仮説的見解であるが、その一つの根拠として、1号期間滞納者のなかには「制度の意義や有利な点を理解できれば納めるつもり」と回答している者もいる。厚生労働省年金局(2019a)より、「年齢階級別保険料を納めていないことについての意識」をみると、同上回答者は1号期間滞納

者全体では5.0%だが、第Ⅰ階級に占めるその割合は8.5%と最も高く、続く第Ⅱ階級では4.4%とその関心は減退するものの、第Ⅲ～Ⅳ階級を通じて5.8%、6.5%と増進していく²²⁾。この回答は、いわば年金教育の担い手に対する挑戦状でもあり、超重要な年金広報政策案件の年金教育的課題として認識している。結婚やわが子の誕生等による人生の節目を迎えた第Ⅲ～Ⅳ階級の者のなかには、保険料納付再開を考える者もいるだろう。

この重大な責務を果たす年金教育の手法として、単に「公的」な国民年金と「私的」な個人年金について、両者の比較検討により国民年金の有利な点を教えるだけでは役不足感が否めない。公的年金の上のフォルダーを開くと社会保険であることから、社会保険及び公共システムを通じて、社会における公的関与の必要性を理解させることを到達目標としたい²³⁾。その目標達成のためには、まず、第1段階として、「公的」な社会保険についてその役割と機能を理解させることから始まる。次の第2段階では、市場原理を通じた「私的」な年金保険商品があるのに、どうして多数決原理による「公的」な社会保険としての公的年金が必要なのかを理解させる。本段階を通じて、公共としての公的年金制度への共感を得られることを達成したい。ようやく第3段階に到達するが、本段階を通じて、「公的」な国民年金と「私的」な個人年金について、両制度を比較検討し国民年金の有利な点を挙げられる。

上述の3段階を経て、制度の意義や有利な点を効果的に教えることができるが、「公損私得」の意識が強く根付いている者に対しては、教育経験からいっても、公共の意義を共感させることは容易でない。その場合においても、第3段階の国民年金の利点に関しては興味を抱くだろうことから、可視化して記憶に残るように利点を発信する工夫が求められる。公共に対する共感を得るためには、社会連帯（共同連帯）の理念に共感する倫理観を持ち得る必要がある。ゆえに、第Ⅲ階級の年齢階級では手遅れ感が強く、第Ⅰ階級に対する年金広報教育が効果を期待できる最終段階であろう。公共システムとしての公的年金制度への共感を高めるには、倫理観を育成する必要もあることから、厚生労働省年金局による年金広報教育においても、小学生の高学年から始めて決して早すぎることはない。

Ⅶ. おわりに

本稿では、統計資料から年金広報政策案件の年金教育的課題を把握したが、紙数制限から、超重要課題である「公損私得」の意識に誘引される国民年金過小評価と滞納行動の課題に絞って論じてきた。また、「公損私得」の意識を変容させるための3段階積み上げ式による教育的手法についても論じたが、紙面上の都合から詳細に論じることはしなかった。所属大学での実践的経験から、「私的と公的の違いから公共の必要性を考えよう」という高校生向け教材を開発して、現在、試作段階にある。今後、それに関しては別の機会に論じていきたい。

[注]

- 1) 厚生労働省年金局(2021b)による「令和元年調査」では、2019年10月31日現在における調査実施世帯数9万100件に対する有効回収世帯数は5万4,094件であり、有効回答率は60.0%であった。
- 2) 図表2に関して、①第1号被保険者1,449万人には、任意加入被保険者19万人を含んでいること、②第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者の他に、65歳以上で被用者年金保険の老齢(退職)給付の受給権者を含んでいること、③第1号未加入者約9万人の推計値は、「令和元年調査」に依存していることを注記する。
- 3) 図表3に関して、①2020年度末の第1号被保険者1,449万人には、任意加入被保険者19万人を含んでいること、②理由別資格取得者(第2号からの移行者等+第3号からの移行者+20歳到達者)に、2020年度間における任意加入被保険者の資格取得理由者等を含めると、年度累計における第1号被保険者の資格取得者は459万人となること、③「第2号からの移行者等」には、国民年金第2号被保険者の他に、65歳以上で被用者年金保険の老齢(退職)給付の受給権者を含んでいることを注記する。
- 4) 例えば、堀勝洋(2017)、117~118頁を参照せよ。
- 5) その過程に関しては、例えば、日本年金機構運営評議会(2019)を参照せよ。
- 6) 前回の「平成28年調査」である厚生労働省年金局(2018)の統計資料では、2016年10月末現在の20~59歳の者を対象にしており、任意加入被保険者

を含む第1号被保険者(1,554万3千人)に対する学生で第1号被保険者(172万4千人)の割合は11.1%であった。また、学生全体(201万4千人)に対する学生で第1号被保険者(172万4千人)の割合は85.6%であった。

- 7) 拙稿(2021)、122～123頁では、前回の「平成28年調査」である厚生労働省年金局(2018)の統計資料から、その特徴を論じている。
- 8) 非加入者の定義については、例えば、厚生労働省年金局(2021b)、43～45頁を参照せよ。
- 9) 「平成28年調査」における第1号未加入者割合については、拙稿(2021)、123頁で触れている。
- 10) この点については、本稿Ⅱ章1節の②を確認せよ。
- 11) 2017年3月末現在における調査であり、厚生労働省年金局(2019a)、52頁の用語の解説では、1号期間滞納者を「2015年度及び2016年度の納付対象月の保険料を1月も納付していない者」と定義している。これに対して、同上(2021a)では、未納者という用語を用いており、「国民年金第1号被保険者であって24か月の保険料が未納となっている者」と定義している。同上(2021a)、1頁図1から、2016年度末、つまり2017年3月末における未納者を179万人としている。この場合の未納者の集計対象に関しては、第1号被保険者期間に24か月の未払い期間が発生していても、年度末現在において第2号や第3号被保険者に移行している者の人数に関しては、未納者に計上されていないと解釈している。以上の解釈は、厚生労働省年金局・日本年金機構(2021)の公的年金制度全体の状況に関する図の注1)や7)から推測するに至った。統計資料における未納者の集計対象方法に関して、些細なことではあるが今後の確認事項として明らかにしていく。念のために述べておくと、前掲(2019a)と(2021a)では、第1号被保険者の集計対象は異なっている。
- 12) 厚生労働省年金局(2019a)、32頁表25を参照せよ。
- 13) 厚生労働省年金局(2019a)、28頁表15を参照せよ。
- 14) 所属大学で実施したアンケート調査において、国民年金の保険料を納めているグループを対象にその負担者を尋ねたところ、保護者が負担している割合は86.8%に達し、自分自身で負担している割合は9.4%であった。その

他3.8%のなかには、「自分と保護者で折半している」と答えた者もいた。その詳細については、拙稿(2017)の46~47頁にて論じている。アンケート調査を実施した経験から、保険料負担者に関しては、「自分と保護者で折半している」場合もあることを共有してほしい。

- 15) 厚生労働省年金局(2021a)、5頁図5を参照せよ。
- 16) 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会(2014a)、同上(2014b)、5頁、拙稿(2015)、11~15頁を参照せよ。
- 17) 本文における以下の記述は、厚生労働省年金局(2019a)、32頁表25「年齢階級別保険料を納付しない理由(主要回答)」及び表26「年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由」に依存している。
- 18) 最終納付率に関して、第Ⅲ階級におけるV字回復傾向の要因の一つに申請全額免除者も影響を与えていると推測される。再び図表9をみると、第Ⅱ階級よりも第Ⅲ階級において、階級人口に占める申請全額免除者の割合が15.6%から19.5%へと上昇している。
- 19) 本文における以下の記述は、厚生労働省年金局(2019a)、33頁図19「世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由(主要回答)」に依存している。
- 20) 本文における以下の記述は、厚生労働省年金局(2019a)、35頁図20「世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識」に依存している。
- 21) 本文における以下の記述は、厚生労働省年金局(2019a)、39頁表33「保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況」及び表34「年齢階級別生命保険・個人年金加入状況」、40頁表35「生命保険・個人年金の保険料月額の平均」に依存している。
- 22) 厚生労働省年金局(2019a)、34頁表27「年齢階級別保険料を納めていないことについての意識」に依存している。
- 23) 参考までに、拙稿(2021)の年金教育の観点で育成する循環型教育方法では、主に「③公的関与の必要性を理解させる」のステップに相当する。

〔参考文献〕

- 阿部公一(2015)「国民年金に対する若年層の納付意識変容に向けた年金教育—公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業から—」『東北公益文科大学総合研究論集』29号、1～23頁。
- 阿部公一(2017)「国民年金の加入手続き等に関する年金教育と情報発信」『日本年金学会誌』36号、44～53頁。
- 阿部公一(2021)「公的年金制度への共感を高める年金教育の在り方—若年層と社会を結ぶ役割を果たすために」日本年金学会編『人生100年時代の年金制度—歴史的考察と改革への視座』法律文化社、120～136頁。
- 厚生労働省年金局(2018)「平成28年公的年金加入状況等調査 結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/141-1-28gaiyou.pdf>(2021/8/12)
※「平成28年調査票」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/141-1c_h28.pdf(2021/8/12)
- 厚生労働省年金局(2019a)「平成29年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-15a-h29.pdf>(2021/8/12)
※「平成29年調査票」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/shakai_hoken/knenkin/h23/dl/h29_chousahyou.pdf(2021/8/12)
- 厚生労働省年金局(2019b)「平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213494_00001.html(2021/8/12)
- 厚生労働省年金局(2020)「令和元年度の国民年金の加入・保険料納付状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/000644422.pdf>(2021/8/12)
- 厚生労働省年金局(2021a)「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/000798218.pdf>(2021/8/12)
- 厚生労働省年金局(2021b)「令和元年公的年金加入状況等調査 結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/141-1-r01gaiyou.pdf>(2021/9/6)
※「令和元年調査票」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/141-1c_r01.pdf(2021/9/6)
- 厚生労働省年金局・日本年金機構(2021)「公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について(概要)」

- <https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/000798219.pdf>(2021/8/12)
- 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会(2014a)「国民年金中長期滞納者に関する深層心理・行動分析報告(第3回検討会資料1)」
- <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000059388.pdf>(2021/9/16)
- 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会(2014b)「第3回検討会議事録」
- <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000062744.pdf>(2021/9/16)
- 全国社会保険労務士連合会編(2020)『社会保険労務六法(令和3年版)』中央経済社
- 総務省行政評価局(2018)「年金業務の運営に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—結果報告書」
- https://www.soumu.go.jp/main_content/000590974.pdf(2021/8/12)
- 日本年金機構運営評議会(2019)「20歳到達者に係る国民年金加入手続きの見直し(第38回運営評議会資料5)」
- <https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/uneihyogikai/kako/r01/38.files/07.pdf>(2021/9/26)
- 堀勝洋(2017)『年金保険法(第4版)—基本理論と解釈・判例』法律文化社